

『次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画』

すべての社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日までの5年間

2. 内容

目標①：令和7年3月31日までに、所定外労働時間を削減するため、
営業時間の見直しや定休日の設定を検討・実施する

<対策>

- ・ 所定外労働の原因の分析等を行う
- ・ 社内広報誌及び会議等を活用した周知・啓発
- ・ 管理職を対象とした意識改革のための研修を年3回実施

目標②：子どもの出生を迎える男女社員へ、産前産後休業や育児休業、
育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報
提供を行う

<対策>

- ・ 法に基づく諸制度の調査
- ・ 制度を分かりやすくまとめたパンフレット等の作成
- ・ 社内広報誌及びポータルサイト等を活用した周知
- ・ 制度を利用しやすい環境づくりのため、管理職を対象とした研修を実施

以上